

指定避難所 運営マニュアル

(令和7年12月改正)

区本部

TEL

災害救助地区本部

TEL

名古屋市

— 目 次 —

はじめに (P6~12)

指定避難所運営マニュアルについて-----	6
指定避難所の運営における理念-----	7
避難所運営の心得-----	7
指定緊急避難場所と指定避難所について-----	8
災害発生時のフローチャート-----	10

第1章 避難所の管理運営について (P13~36)

1 避難所運営の基本的な考え方-----	15
2 災害時の活動体制（避難所関係）-----	16
(1) 各機関の概要-----	16
(2) 避難所における市職員及び施設管理者の役割-----	18
3 緊急避難場所と避難所の違い-----	19
(1) 緊急避難場所 -----	19
ア 開設する時期（風水害時のみ） -----	19
イ 実施する主な運営内容（風水害時のみ） -----	19
ウ 緊急避難場所の運用 -----	20
(ア) 原則-----	20
(イ) 風水害の場合の特例-----	20
(ウ) 災害の特徴と時系列の流れ-----	21
(2) 避難所-----	23
ア 開設する時期 -----	23
イ 実施する主な運営内容 -----	23
ウ 避難所の運用 -----	23
(ア) 避難所管理組織及び主な任務-----	23
① 各班の構成について -----	24
② 各班の皆さまに知っておいていただきたい基本事項 -----	24
A 避難所として使用する場所 -----	24
B 施設物品の使用 -----	26
C 備蓄物資の管理 -----	26
D 情報の伝達・収集の方法 -----	27
E 共同生活のルール -----	27
F 協議事項などの確認 -----	28
G 個人情報の保護 -----	28
H 多様な避難者への配慮 -----	28
(A) 性別への配慮-----	28
(B) 要配慮者への対応-----	28

a	傷病者への対応 -----	29
b	高齢者・障害者などへの対応 -----	29
c	乳幼児、妊産婦への対応-----	29
d	外国人への対応 -----	30
	多様な避難者への配慮事項一覧-----	31

第2章 避難所運営シート (P37~136)

避難所運営チェック表-----	39
①開設-----	41
②受付-----	42
③組織づくり-----	44
④各班の業務-----	45
1 総務班業務-----	45
2 施設班業務-----	51
3 救護班業務-----	55
4 食料班業務-----	57
5 物資班業務-----	59
各班の業務別シート-----	61
(共通事項 1) 避難所開設時の安全確認-----	63
避難所の安全確認と応急危険度判定士の派遣要請の関係フロー-----	64
建物被災状況チェックシート-----	65
(共通事項 2) 施設内使用場所の確保-----	67
(共通事項 3) 避難スペースなどのレイアウト作り-----	69
(共通事項 4 - 1) 受付の設置-----	71
(共通事項 4 - 2) 避難者の受付-----	73
(共通事項 5) 避難者の誘導-----	75
(共通事項 6) 管理組織の確立-----	76
(代表管理者) 代表管理者の任務-----	77
(総務班 1) 避難者の把握・名簿の作成-----	79
(総務班 2) 情報の収集-----	80
(総務班 3) 避難所外避難者の把握・対応-----	81
(総務班 4) 情報の提供-----	82
(総務班 5) 連絡調整・各種要請-----	83
(総務班 6) 必要物資の要望の集約-----	85
(総務班 7) 避難所内及び避難所周辺の警備など-----	86
(総務班 8) 会議の実施・日報の作成-----	87
(総務班 9) ボランティアの要請・受入れ-----	88
(総務班 10) マスコミ対応-----	89
(施設班 1) 施設内設備の確認-----	91
(施設班 2) 施設の使用管理及び資機材などの設置-----	93
(施設班 3) 災害用トイレについて-----	97

(施設班4) 下水道直結式仮設トイレの設置判断基準-----	99
(施設班5) ペットとの同行避難への対応-----	103
(施設班6) 避難所の衛生対策-----	105
(施設班7) 避難所での電源確保-----	107
(救護班1－1, 2) 応急救護所の確保、傷病者の救護・把握及び 地区本部などとの連絡調整-----	111
(救護班2－1, 2) 要配慮者への対応-----	113
(救護班3) 要配慮者の状況確認・ニーズ把握-----	115
要配慮者の避難支援イメージ-----	116
(救護班4－1, 2) 避難者の健康管理-----	117
(食料班1) 飲料水の確認・確保-----	119
「地下式給水栓」の操作マニュアル-----	121
(食料班2) 備蓄食料の確認-----	129
(食料班3) 食料・飲料水の配分-----	131
(食料班4) 食料の衛生管理-----	133
(物資班1) 備蓄物資の確認-----	135
(物資班2) 救援・調達物資の配分-----	136

第3章 感染症対策について (P137~156)

1 本章の目的・想定	
(1) 本章の目的-----	139
(2) 本章の想定-----	139
(3) 避難所にある衛生用品-----	140
2 発災前の事前準備について	
(1) 避難所のスペースの事前調整-----	141
ア 避難スペースとしての活用-----	141
イ 感染者患者スペースとしての活用-----	141
(2) 避難所管理組織の事前選定-----	144
(3) 在宅避難の勧奨-----	144
3 避難所の開設及び受付	
(1) 避難所の開設-----	145
ア 事前に決めた施設内使用場所の確認-----	145
イ 避難所のゾーニング-----	145
(2) 各スペースにおけるレイアウト-----	146
ア レイアウトの例-----	146
イ パーティション及び段ボールベッドの活用-----	146
ウ 衛生用品の配置-----	147
エ 避難者の受付-----	148
4 避難所の運営	
(共通事項) -----	150

(総務班) -----	151
(施設班) -----	151
(救護班) -----	153
(食料班) -----	155
(物資班) -----	155

第4章 様式編 (P157~202)

様式1 (避難所管理組織図) -----	159
様式2-1 (避難者登録票) -----	161
様式2-2 (避難者名簿：避難所利用者用) -----	165
様式2-3 (避難者名簿：避難所外避難者用) -----	167
様式3 (情報収集リスト) -----	169
様式4 (対応案件) -----	171
様式5 (ボランティア要請リスト) -----	173
様式6 (必要物資要請リスト) -----	175
様式7 (災害救助地区本部との連絡状況記録表) -----	177
様式8 (避難所日報) -----	179
様式9 (避難所ペット登録台帳) -----	181
様式10 (傷病者名簿) -----	183
様式11-1 (要配慮者ニーズ調査表) -----	185
様式11-2 (要配慮者名簿) -----	187
様式12 (食料・飲料水供給依頼伝票) -----	189
様式13 (物資供給依頼伝票 (食料・飲料水を除く)) -----	191
様式14 (物資受払簿) -----	193
様式15 (配給食品チェック表) -----	195
福祉避難所 様式1 (移送対象要配慮者等名簿) -----	197
感染症対策 様式1 (発熱健康チェック表 (事前受付用)) -----	199
感染症対策 様式2 (健康観察表) -----	201

第5章 資料編 (P203~258)

資料1 (エコノミークラス症候群を予防しましょう！) -----	205
資料2 (車中泊避難をされている方へ) -----	207
資料3 (ペットの飼い主のみなさんへ ～避難所におけるペットの飼育ルール～) -----	209
資料4 (便秘に注意しましょう) -----	211
資料5 (マメに 正しい手の洗い方) -----	213
資料6 (ノロウイルス対策) -----	215
資料7 (避難所における認知症の方への配慮をお願いします) -----	217
資料8 (避難所生活における認知症の方への配慮工夫の例) -----	219
資料9 (ヘルプカード) -----	221
資料10 (もしもカード) -----	223

資料1 1 (配給食品の受入・配布時の注意点) -----	225
資料1 2 (食事をする時の注意点) -----	227
資料1 3 (炊き出しを実施するときの衛生管理のポイント) -----	229
資料1 4 (炊き出しボランティア 受付票) -----	231
資料1 5 (段ボールベッド・パーティションの組み立て方) -----	233
資料1 6 (身近なところでこんなことが起こっていませんか?) -----	235
資料1 7 (男女平等参画に配慮した避難所運営のためのチェックシート) -----	237
資料1 8 (外国人市民が避難所に来たら) -----	239
資料1 9 (名古屋市防災アプリ) -----	241
資料2 0 (南海トラフ地震臨時情報が発表されたら) -----	243
資料2 1 (感染症対策へのご協力を願いします) -----	247
資料2 2 (避難所運営にあたり場面ごとに想定される装備(名古屋市)) -----	250
資料2 3 (個人用防護具 (PPE) の着脱の手順) -----	251
資料2 4 (市民の皆様へのお願い ご家庭でのごみの出し方) -----	253
資料2 5 (発熱・咳等の症状のある避難者のごみ・資源の出し方) -----	255
資料2 6 (災害時の熱中症予防～避難生活・片付け作業時の注意点～) -----	257

第6章 被災地支援を通して得られた教訓 (P259～266)

東日本大震災における教訓-----	261
熊本地震における教訓-----	265

第7章 用語の解説集 (P267～282)

用語の解説 -----	267
1 建物・施設 -----	269
2 体制・人 -----	273
3 設備・資機材 -----	279
4 その他 -----	281

事前準備編

別表1 (避難所の鍵の所持者) -----	1
別表2 (指定緊急避難場所の利用方法) -----	1
別表3 (避難スペース) -----	2
別表4 (目的別スペース (屋内)) -----	3
別表5 (目的別スペース (屋外)) -----	6
別表6 (資機材) -----	7
別表7 (備蓄物資) -----	9
別表8 (施設内使用可能物品) -----	10
別表9 (共同生活のルール) -----	12
別表10 (協議事項) -----	13
別表11 (避難所管理組織図) -----	14
別表12 (平面図)	

はじめに

■ 指定避難所運営マニュアルについて

指定避難所運営マニュアルは、指定避難所ごとに区役所、災害対策委員、地域の皆さま及び施設管理者などの合意のもと、あらかじめ管理運営について必要事項を定めておくことで、災害発生時にすばやく指定避難所を開設し、避難者を受け入れるとともに、災害救助地区本部との連携を図りながら円滑に指定避難所を運営（以下「避難所運営」という。）することを目的に作成された手引き書です。

今回の改正は、平成30年1月の前回改正以降に発生した災害の教訓を踏まえ、避難所等に整備されてきた物資・資機材やその運用等について記載するとともに、令和2年度に策定した、新型コロナウィルス感染症対策編について、国等の最新の動向等を反映し本編に編入するなどの変更加えたものです。

本マニュアルは、7つの章で構成されています。第1章から第5章は、指定避難所の開設からその後の運営について、本マニュアルを参考にしながら効率的に行うことができるよう、手順や様式などが記載されています。

第6章は、これまでの被災地支援から得られた教訓を、第7章には用語の解説を掲げました。ご参照ください。

また、避難所ごとに区役所、災害対策委員はじめ地域の皆さま及び施設管理者間であらかじめ決めておいた方がよい事柄は、事前準備編としてあります。

名古屋市では、平成26年度より、この指定避難所運営マニュアルにもとづいた指定避難所開設・運営訓練を地域の皆さまに行っていただいているが、日頃からこうした訓練などの機会を通じて、地域で決めておいた運営方法を実践し、実際の災害時に役立つようにしておきましょう。

＜改正履歴＞

平成 9年	作成	令和 5年10月	改正
平成12年	改正	令和 6年 6月	改正
平成18年	改正	令和 7年12月	改正
平成25年2月	改正		
平成30年1月	改正		
令和 5年4月	改正		

■ 指定避難所の運営における理念

名古屋市では、自分で自分や家族を守るという「自助」、市民や事業者が助け合って地域を守るという「共助」、行政が市民や事業者の活動を支援し、それらの者の安全を確保するという「公助」の理念を名古屋市防災条例で定めており、この理念を念頭に置き、市民、事業者及び市が協働して、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進めていくことを目標としています。

指定避難所の運営においても、「自助」、「共助」及び「公助」の理念のもと避難者の中から、リーダー（以下「代表管理者」という。）を選任し、代表管理者のもと、「市職員」及び「施設管理者」の支援によって、自主運営をすることが求められます。

指定避難所では、大勢の人がともに生活しなければなりません。不自由な生活を少しでも良くするために、皆さまで協力することが必要です。

＜避難所運営の基本的な考え方＞

- ① 避難所は、避難者による「自主運営」となります。
- ② 全員で協力し、お互いに助け合いながら、避難所運営に取り組みます。
- ③ 要配慮者への配慮や男女平等参画の視点を取り入れた避難所づくりに取り組みます。

※ここで、「避難所」とあるのは、「指定避難所」のことを指します。

■ 避難所運営の心得

- 1 必要なルールを定め、指定避難所の運営や問題解決に努めましょう。
- 2 代表管理者を中心に、各自が役割を分担し、自分でできる範囲で積極的に協力しましょう。
- 3 指定避難所で必要なものは、自分たちで事前に用意しておきましょう。
- 4 集団生活を意識して、他の避難者の迷惑になることはしないようにしましょう。

■ 指定緊急避難場所と指定避難所について

東日本大震災では、避難所に逃げたものの、その施設に津波が襲来し、命を落とされた方々が多数いらっしゃいました。この教訓を踏まえ、命を守るために緊急避難する場所（指定緊急避難場所）と、災害のおそれが去ったあと避難生活を送る避難所（指定避難所）を分けて指定することとしました。お住まいの地域の指定緊急避難場所と指定避難所をなごやハザードマップ防災ガイドブックや市公式ウェブサイト、名古屋市防災アプリ等などで確認しておきましょう。



(令和4年6月発行)

指定緊急避難場所

命を守るため、災害の危険からまずは逃げるための場所。災害の種類ごとに避難できる場所が異なります。

災害の種類	指定緊急避難場所	被害が想定される区
洪水・内水氾濫	洪水・内水氾濫の想定浸水深以上にある小・中学校の教室など	全ての区
高潮	洪水・内水氾濫、高潮の想定浸水深以上にある小・中学校の教室など	北・西・中村・中・昭和・瑞穂・熱田・中川・港・南・緑・天白区の一部
土砂災害	土砂災害（特別）警戒区域にない小・中学校の教室など	千種・昭和・瑞穂・南・守山・緑・名東・天白区の一部
津波	津波避難ビル (民間建物、市立小・中学校の <u>2階以上</u> の教室など)	中川・港区の全域 中村・瑞穂・熱田・南・緑区の一部
地震の揺れ	・市立小・中学校及び一部の高等学校などのグラウンド ・広域避難場所(指定された公園など) ・一時避難場所(指定された公園など)	全ての区
大規模な火事	広域避難場所(指定された公園など)	全ての区

指定避難所

災害のおそれがなくなった（軽減した）後、自宅が被災して帰宅できない場合に一定期間、避難生活を送るための施設（市立小・中・高等学校の体育館、コミュニティセンターなど）。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、指定避難所の一部が事前避難先として開設されます。

以下、本マニュアルでは、「指定避難所」を「避難所」と、「指定緊急避難場所」を「緊急避難場所」と表記します。

災害発生時のフローチャート

自己と家族の身の安全を確保(自助)

1章の範囲 避難

災害発生
あるいは
発生のおそれ

避難情報の発令・呼びかけ

緊急避難を必要
とする場合
<自宅は危険>

緊急避難を必要
としない場合
<自宅は安全>

地域での助け合い・自主防災活動(共助)

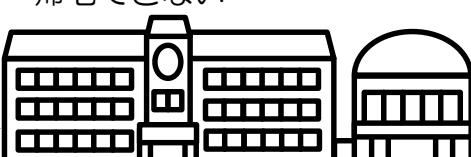
※津波など災害の危険が目前に迫っている場合は、自分の命を守ることを第一に！

緊急避難場所
又は親戚・知人宅等へ

自宅にとどまる
ことも可能

避難情報・気象警報の解除など
災害のおそれがなくなる

自宅が被災して
帰宅できない



避難所又は親戚・知人宅等へ

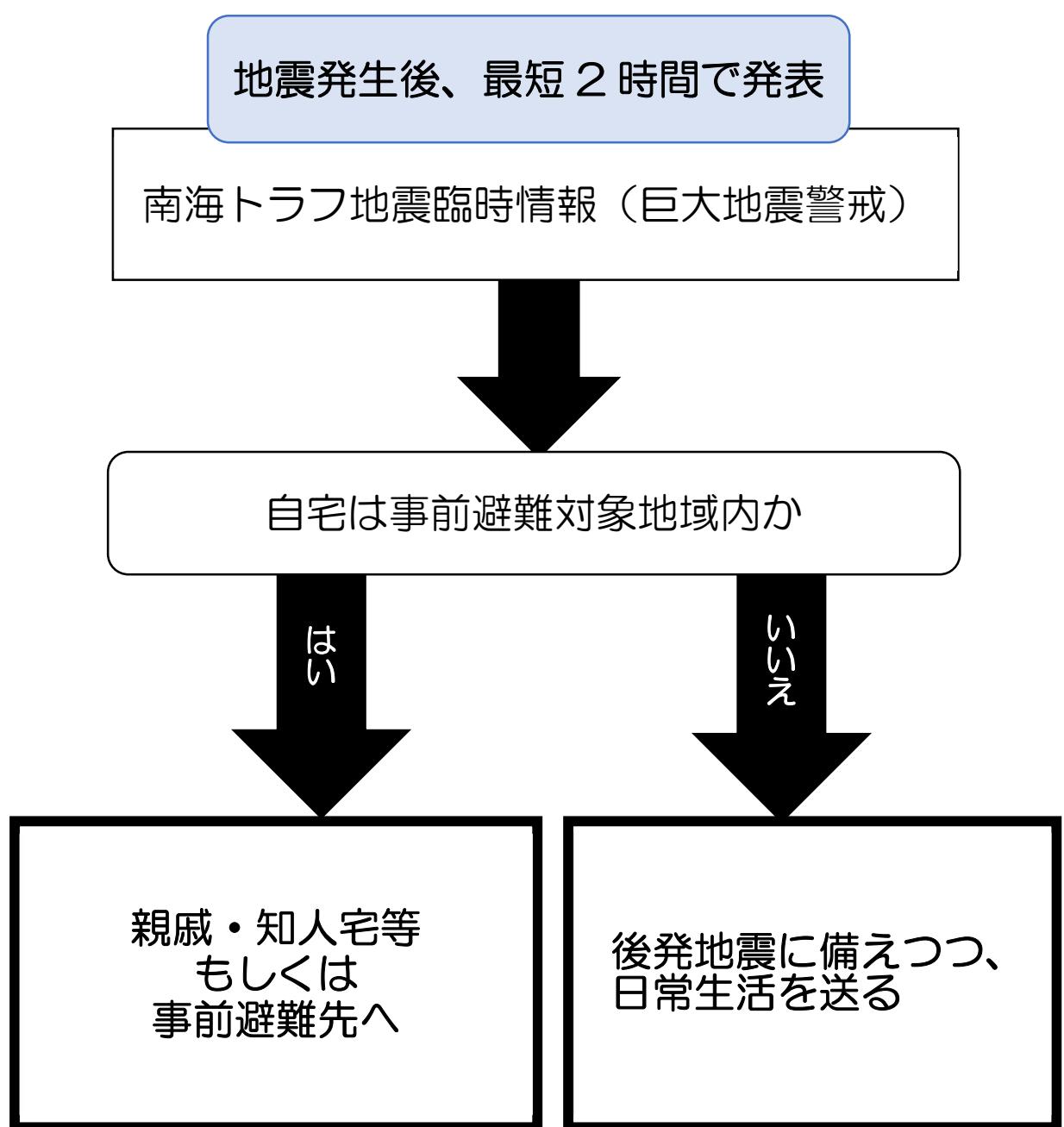
自宅で生活可能



自宅で生活
(在宅避難)

(参考) 南海トラフ地震臨時情報発表時のフローチャート

★避難情報の発令・呼びかけがされている場合は、災害発生時のフローチャートに従い、避難情報が解除されたのちに以下のフローチャートに従って行動します。



※南海トラフ地震臨時情報の概要や事前避難先の開設・運営について
は、資料20を参照してください。

避難所開設・運営の流れ

災害発生当日

2章の範囲（避難所運営）

エ

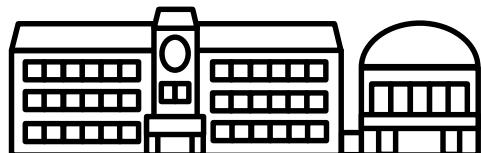
表・避難所運営シ

|

避難所開設準備 P41～P43, P63～P72

たくさんの避難者が避難所に来て、中に入ろうと待っています。

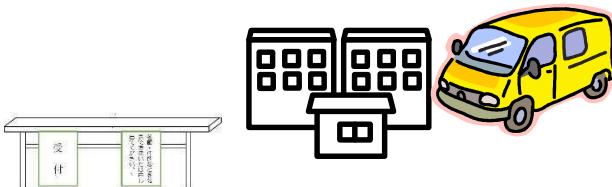
- 避難所の開錠
- 避難所施設の安全確認
- 施設内使用場所の確保
- 代表管理者の選任・管理組織の確立
- 居住スペースなどのレイアウト作り
- 受付の設置



避難所開設 P42～P43, P73～P75

避難者が受付に殺到します。
スムーズに受付して居住スペースに割り振りましょう

- 避難者の受付
- 避難者の誘導



各班の活動へ P44～P59, P76～P136

代表管理者の指揮のもと、避難所運営を進めていきましょう

【総務班】

避難者名簿の作成・管理、災害救助地区本部との連絡・調整、情報の収集や伝達など、全体をとりまとめる

【施設班】

施設の管理や災害用トイレなどの資機材の設置、衛生対策に関する仕事を担当する

【救護班】

要配慮者や傷病者への対応や、避難者の健康管理に関する仕事を担当する

【食料班】

食料や飲料水の避難者への配布や在庫管理、必要な食料の要請を担当する

【物資班】

物資の避難者への配布や在庫管理、必要な物資の要請を担当する